

地方自治法（抄）

（契約の締結）

- 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。
- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
 - 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
 - 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
 - 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
 - 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

（契約の履行の確保）

- 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。
- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（職員の行為の制限）

- 第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

昭和22年政令第16号

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

昭和42年法律第23号

印紙税法（抄）

（非課税文書）

第5条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

- 一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書
- 二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書
- 三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの

※別表については、法令を参照すること

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

千葉県暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（県の事務等からの暴力団の排除）

第9条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業（以下この条において「県の事務等」という。）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（第3項において「暴力団密接関係者」という。）を県の事務等から排除するため、県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 知事その他の執行機関又は公営企業管理者は、前項の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるために必要な事項について、千葉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くことができる。
- 3 県は、県の事務等に関して、その契約の相手方に対し、当該県の事務等により暴力団を利することとならないよう、下請契約その他の当該契約に関連する契約の相手方から暴力団員等又は暴力団密接関係者を排除するための必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（契約における措置等）

第20条 事業者は、その行う事業活動に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方、当該契約の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことの確認をするよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その行う事業活動に係る契約を書面により締結する場合は、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明した場合には当該契約を解除することができる旨を当該契約において定めるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により契約を解除することができる旨の定めをした場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

入札心得書

第1 入札参加者は、千葉県企業局造成土地管理事業による土地等の一般競争入札に当たって、分譲案内書及び本心得書を熟読の上、物件調書により現地を必ず確認し、入札してください。

第2 現物と分譲案内書記載の数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3 一般競争入札に必要な資格は、次のいずれも該当しない者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者（別紙参照）

(2) 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者と認められたときから3年（3年以内の期間を定めたときはその期間）を経過しない者

(3) 企業局財産（土地・建物）に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて入札に参加しようとする者

第4 入札参加者は、入札書提出日までに、同者が提出した入札保証金納入通知書発行依頼書により千葉県企業局（以下「局」という。）、局が指定した金融機関（納入通知書裏面に記載）において、入札保証金として見積もった入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。

なお、共有で参加される場合は、共有者のお一人が代表して納入してください。
また、1通の納入通知書で複数物件の入札保証金を納入することはできません。

第5 入札参加者は、入札日に分譲案内書で指定された場所に、下記の書類を持参にて提出してください。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の写し（局の入札を実施する担当課の收受印があるもの）
- (2) 委任状（代理人により入札する場合）
- (3) 入札保証金納入証拠書類提出書
- (4) 入札書

注：入札者の住所、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者名）を記入の上、印鑑証明書と同一の印鑑（委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印すること。

- (5) 印鑑
- (6) 入札保証金返還先口座申出書
- (7) 入札保証金還付請求書（記載内容を確認後、お返しします。）

第6 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、還付しますので、速やかに入札保証金還付請求書を指定された場所に提出してください。入札保証金還付請求書の提出後、3週間程度で入札保証金返還先口座申出書に記載の返還先口座に還付します。

入札保証金には利息は付しません。

なお、落札者の入札保証金は土地譲渡契約を締結するときに契約保証金の全部又は一部に充当します。

第7 入札参加者は、入札日に分譲案内書で指定された場所において、局が用意する入札書提出用封筒に所定の入札書のみを入れて封（封印）をし、投函してください。

第8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回をすることができません。

第9 暴対法及び千葉県暴力団排除条例（平成23年3月18日条例第4号）の目的を達成するため、提出された書類は、千葉県警察本部に提供し、確認を行うことがあります。

第10 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者が行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の写し（局の入札を実施する担当課の收受印があるもの）を提出していない者が行った入札
- (3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
- (4) 1人で1物件につき一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (5) 入札書に記載した金額を訂正している入札

- (6) 入札書の入札金額、氏名（法人又は団体にあつては商号名称及び代表者職氏名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
- (7) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者が行つた入札
- (8) 公告又は入札心得書に記載された事項に違反した入札
- (9) 予定価格に達しない金額での入札
- (10) 代理人により入札する場合、入札書に入札者若しくは代理人の住所若しくは氏名（法人又は団体にあつては、商号名称又は代表者職氏名）の記入若しくは代理人の押印のない入札又は委任状を持参しない代理人が行つた入札
- (11) 入札関係提出書類に虚偽の記載がある入札
- (12) 郵送等、持参によらない入札
- (13) 入札書等に誤字、脱字、日付漏れ、日付誤り、¥マーク漏れなどその他必要な事項が記載されていない入札

第11 開札は、分譲案内書で指定した開札日時及び場所において、入札者及び局の指定した当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとで行います。

なお、開札会場への入場に際し、一般競争入札参加資格確認申請書の写し（入札を実施する担当課の収受印があるもの）により、入札者であることを確認します。

第12 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。

第13 開札の結果、入札金額が入札保証金から算出される入札限度額の範囲内であり、かつ局の予定価格以上の最高の価格の入札をした者を落札者とします。

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、最初にくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その後、落札者を決定するくじ引きを行います。

なお、くじを引かない者があるときは、局が指定した開札事務に関係のない職員がくじを引きます。

第14 開札結果については、落札者が決定した後、県ホームページで開札（入札）執行日時・場所、分譲等の名称、入札物件、入札者数、落札者の氏名・住所・落札金額及び予定価格を公表します。ただし、落札者が個人の場合、入札者数以外は非公表とします。

第15 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して3週間以内に用地分譲申請書を提出し、土地譲渡契約の締結等は、譲受人として決定された日の翌日から14日以内に行います。

なお、14日以内に契約を締結しない場合、又は落札者が本心得書第3に定める入札参加者の資格を有さない者であることが判明した場合は、その落札は無効となり、落札者が納入した入札保証金は局に帰属することになります。

第16 落札者は、土地譲渡契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を局が交付する納入通知書により、土地譲渡契約締結日までに納入していただきます。

なお、納入された入札保証金は、契約保証金に充当します。

第17 土地譲渡契約後、局は、落札者に対して、土地譲渡代金から契約保証金を除いた金額を記載した納入通知書を交付します。落札者は、局が交付する「納入通知書」に記載された日までにこの金額を納めなければなりません。納期限までに完納しないときは、契約保証金は局に帰属することになります。

第18 落札者が前項の金額を局指定金融機関に納入したとき、局は、契約保証金を土地譲渡代金の一部に充当します。ただし、局が本契約を解除した場合は、契約保証金は局に帰属することになります。

第19 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、局財務規程、千葉県暴力団排除条例、分譲案内書の定めるところによって処理します。

共同申請企業に関する協定書（参考例）

〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社（以下、総称として「構成員」といい、個々の構成員を「各構成員」という。）は、共同申請企業を結成し、富津市〇〇番〇〇に係る事業において、共同して千葉県企業局（以下「企業局」という。）から募集土地（別表1。以下「本物件」という。）を取得し、企業局に提出した事業計画書の内容に基づいて〇〇〇〇〇を建設し操業開始等を行う事業（以下「本事業」という。）を推進し、その円滑な遂行を図るため、この協定を締結する。

（目的）

第1条 構成員は、共同申請企業を結成し、本事業を共同連帯して遂行する。

（名称）

第2条 この共同申請企業は、〇〇〇グループ（以下「当グループ」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当グループの事務所は、〇〇〇に置く。

※事務所を代表企業以外の構成員に置く場合、代表企業及び当該事務所を置く構成員は、企業局から当該事務所への通知をもって代表企業への通知とみなしてよい旨の確認書を企業局へ連名で提出すること。

（本物件の取得）

第4条 本物件の当グループ間での土地の持分は別表2のとおりとする。

（存続期間）

第5条 当グループの存続期間は、この協定を締結した日から事業計画書の内容に基づく〇〇〇〇〇〇の竣工と操業開始等が全て完了する日（以下「本事業が完了する日」という。）までとする。

（構成員の分担）

第6条 本事業における各構成員の分担は、別表3のとおりとする。

（運営委員会）

第7条 この協定の目的を達するため、各構成員の代表者からなる意思決定機関として、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営されるものとする。

（代表企業）

第8条 当グループの代表企業は、〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）とする。

（代表企業への委任）

第9条 甲は、運営委員会の指示により、次に掲げる各号の事務を行い、その結果を各構成員に対し、定期的に報告するものとする。

- ① 本物件入札、本物件の取得及び本事業に係る企業局及び関係監督官庁等との折衝
- ② 本物件入札及び本物件の取得に必要な書類の取りまとめと企業局への提出

- ③ 企業局及び関係監督官庁等からの通知の各構成員への伝達
- ④ 企業局及び関係監督官庁等からの照会に対する回答の取りまとめと回答等
(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担事業の進捗を図り、他の構成員に係る本事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 各構成員は、この協定書に基づく権利義務を構成員以外の第三者に譲渡することはできない。

(共通費用の分担)

第12条 本事業施行中に発生した共通の経費等については、必要の都度運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第13条 各構成員がその分担事業に関し、企業局及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定によるものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する他の構成員に係る本事業の履行に関する連帯責任を免れるものではない。

(構成員の脱退に対する措置)

第14条 各構成員は、本事業が完了する日までは当グループを脱退できない。ただし、各構成員が他の構成員全員の承認を受けた場合は、この限りではない。

2 構成員のうち本事業途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を完了する。

3 前項の場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが本事業途中において、破産又は解散した場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第16条 当グループが解散した後においても、本事業につき契約との不適合があった場合は、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(補 則)

第17条 この協定書に定めのない事項及び本協定書に関する疑義については、運営委員会において定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書〇通を作成し、各構成員記名押印の上、各自1通を保有するとともに、企業局へ1通提出する。

令和 年 月 日

各構成員

企業名

所在地

代表者職・氏名

印

企業名

所在地

代表者職・氏名

印

企業名

所在地

代表者職・氏名

印

企業名

所在地

代表者職・氏名

印

企業名

所在地

代表者職・氏名

印

別表 1

物件目録

土 地 の 所 在	地 積

別表 2

各構成員の持分

企業名等		持分 (%)
代表企業	企業名	
構成員	企業名	
	企業名	
	企業名	
	企業名	

別表 3

各構成員の事業分担内容

企業名等		事業分担内容
代表企業	企業名	
構成員	企業名	
	企業名	
	企業名	
	企業名	

(様式1)

令和 年 月 日

質 問 書

千葉県企業局長 横山 尚典 様

法人名

担当者所属名

担当者名

連絡先

電 話 (直通)

F A X

E-mail

1 質問項目

2 質問内容

(様式2)

一般競争入札参加資格確認申請書

令和8年7月10日(開札日)に行われる下記分譲土地の一般競争入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

なお、『千葉県企業局保有土地(富津市新富2件)一般競争入札分譲案内書』P3の「第3(1)入札参加者の資格」を満たす者であること及び申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

物件番号	土地の所在	地目	面積
			m ²

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

申請人

(代表者) 住 所

氏名又は

商号名称・代表者名

印

電話番号

添付書類：印鑑証明書、法人(会社)概要書(法人の場合)、共同申請企業調書(共同申請の場合)

(注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とします。

法人（会社）概要書

項目	内 容		
会社名			
本店所在地			
代表者			
資本金		設立年月日	
株式上場の有無 (上場場所)	有・無 ()	主な取引銀行	
主たる業務			
事業実績			

(添付書類) 印鑑証明書、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)、法人(会社)定款、
法人(会社)経歴書(任意様式)
譲受人決定時に必要な書類: 納税証明書、決算書(直近3か年のもの)

共同申請企業調書

代表企業 名 称
所在地
代表者 印
担当部課・電話番号

構成企業 名 称
所在地
代表者 印
担当部課・電話番号

構成企業 名 称
所在地
代表者 印
担当部課・電話番号

構成企業 名 称
所在地
代表者 印
担当部課・電話番号

構成企業 名 称
所在地
代表者 印
担当部課・電話番号

添付書類

- ・ 全企業の法人（会社）概要書（印鑑証明書、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）、法人（会社）定款、法人（会社）経歴書（任意様式）を添付）
 - ・ 目的、名称及び存続期間等について、構成員全員が約定した協定書等
- (注) 1 共同申請企業とは、土地を共同で譲り受ける企業をいいます。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とします。

事業計画書

物件番号	土地の所在	地目	面積
			m ²

1 事業内容

2 建物の構造

3 建物の面積

(1) 建築面積 平方メートル

(2) 延床面積 平方メートル

4 建設時期

(1) 着工 令和 年 月

(2) 竣工 令和 年 月

5 操業開始時期 令和 年 月

(添付書類) 配置図、平面図及び横断面図等

譲受人決定時に必要な書類：工程表

入 札 書

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

入札者 住 所
氏名又は
商号名称・代表者名 印
(代理人) 住 所
氏 名 印

地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、千葉県暴力団排除条例、千葉県企業局財務規程を遵守し、千葉県企業局保有土地（富津市新富2件）一般競争入札分譲案内書に記載された事項を承諾の上、下記金額をもって入札します。

記

		百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
入札金額												

入札物件

物件番号	土地の所在	地目	面積
			m ²

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑とすること。
ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。

委任状

私は（住所）（氏名）
を代理人と定め、令和8年7月10日（開札日）に執行される下記分譲土地の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。



記

入札物件

物件番号	土地の所在	地目	面積
			m ²

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

委任者 住 所

氏名又は

商号名称・代表者名

印

(注) 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑とすること。

入札保証金納入通知書発行依頼書

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

住 所

氏名又は

商号名称・代表者名

印

下記について、入札保証金を納入したいので納入通知書の発行をお願いします。

記

名 称	千葉県企業局保有土地（富津市新富2件）一般競争入札										
納 入 （予定） 日											
納入金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

入札物件

物件番号	土地の所在	地 目	面 積
			m ²

※使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑としてください。

※入札保証金の金額は、入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）です。不足した場合は、入札が無効となるので注意してください。

※入札参加資格確認申請時に、本書を持参してください。納入通知書は後日送付します。

※入札受付までに入札保証金を納付し、入札受付時に納入通知書兼領収書の原本を提出してください。原本は複写した後にお返しします。

※金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。

※本書の提出は入札参加資格確認申請時の一回に限ります。

※本書提出後、納入金額の変更はできません。また、提出後、異議を申し立てることはできません。

(様式9)

入札保証金返還先口座申出書

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

住 所

氏名又は

商号名称・代表者名

印

下記分譲土地の一般競争入札に係る入札保証金として下記金額を納入しました。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納入した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

入札物件

物件番号	土地の所在	地目	面積
			m ²

入札保証金額

	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札保証金額											

返還先口座

返 還 先	金融機関名		銀行・信用金庫・その他
			本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・その他 ()	
	口座番号		右詰めで記入してください。
	口座名義人 (カナ)		

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑とすること。
2 共同申請企業の代表企業の場合は、代表企業の商号の前に共同申請企業連合体の名称と代表企業であることを記載すること。
3 代理人が入札する場合も、入札者本人の氏名(商号名称・代表者名)で作成すること。
4 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
5 金融機関名、預金の種類の該当する項目を○で囲むこと。(ゆうちょ銀行の場合は振込用の店名・預金種目・口座番号を記入すること)

入札保証金納入証拠書類提出書

納入通知書兼領収書貼付欄

(注) 必ず千葉県企業局の指定金融機関で土地分譲課が発行した納入通知書を使用して入札保証金を納入し、その際に受け取った「納入通知書兼領収書」を貼付すること。

第71号様式

入札保証金還付請求書

一金 _____ 円也

ただし

令和 年 月 日納付した入札保証金を還付願いたく請求いたします。

令和 年 月 日

千葉県企業局企業出納員 様

住 所
氏名又は
商号名称・代表者名

- (注) 1 金額、年月日、住所、氏名（商号名称・代表者名）等を記入すること。
2 使用する代表者の印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑とすること。
3 還付請求書は、入札者本人の氏名（商号名称・代表者名）で作成すること。

誓 約 書

私は、千葉県が千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）に基づき、暴力団を利用することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、千葉県と分譲契約を締結するに際して、下記の者に該当しないことを確認するため、千葉県からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

住 所
(ふりがな)
氏名又は商号名称
(ふりがな)
及び代表者名

(様式13)
(枚目 / 全 枚)

役員等名簿

商号又は名称 (カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	住 所	役職
				元号	年	月	日			

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日
所在地
商号名称
及び代表者氏名

【事業計画書記入例】

事業計画書

物件番号	土地の所在	地目	面積
●	富津市新富〇〇番××	宅地	△, △△△. △△m ²

1 事業内容

2 建物の構造

当該地に建築する建物の合計面積を記載してください。

3 建物の面積

- (1) 建築面積 平方メートル
(2) 延床面積 平方メートル

最も早い建物の建設時期を記載してください。

4 建設時期

- (1) 着工 令和 年 月
(2) 竣工 令和 年 月

5 操業開始時期 令和 年 月

(添付書類) 配置図、平面図及び横断面図等

譲受人決定時に必要な書類：工程表

【入札書記入例】

入 札 書

令和 年 月 日

千葉県企業局長 横山 尚典 様

入札者及び代理人については、次ページの記入方法を参考に記入してください。

入札者 住 所
氏名又は
商号名称・代表者名 印
(代理人) 住 所
氏 名 印

地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、
県企業局財務規程を遵守し、千葉県企業局保有
案内書に記載された事項を承諾の上、下記金額を
記

金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入してください。入札金額は入札保証金の20倍が限度です。

千葉
分譲

		百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
入 札 金 額		¥	4	6	8	0	2	0	0	0	0	0

入札物件

物件番号	土地の所在	地目	面積
●	富津市新富〇〇番××	宅地	△, △△△. △△m ²

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書で証明された印鑑とすること。
ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とすること。

【入札者及び代理人の記入方法】

(1) 入札者本人（個人）が入札する場合

入札者	住所	千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	
	氏名又は		
	商号名称・代表者名	千葉 太郎	印（実印）
代理人	住所		
	氏名		

(2) 入札者本人（法人代表権のある方）が入札する場合

入札者	住所	千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	
	氏名又は	〇〇〇〇株式会社	
	商号名称・代表者名	代表取締役 千葉 太郎	印（代表者印）
代理人	住所		
	氏名		

(3) 代理人が入札する場合

入札者	住所	千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	
	氏名又は	〇〇〇〇株式会社	
	商号名称・代表者名	代表取締役 千葉 太郎	
代理人	住所	千葉市美浜区真砂五丁目4 1 7番地2 4	
	氏名	千葉 次郎	印（委任状に押した印）

※ 共同で入札に参加する場合の記入方法等については、土地分譲課担当者までお問い合わせください。

【委任者の記入方法】

◇個人で入札に参加し、代理人に委任する場合

住所 **千葉県美浜区中瀬一丁目3番地**
氏名又は
商号名称・代表者名 **千葉 太郎** 印（実印）

◇法人で入札に参加し、法人代表権のない方（従業員）等の代理人に委任する場合

住所 **千葉県美浜区中瀬一丁目3番地**
氏名又は **〇〇〇〇株式会社**
商号名称・代表者名 **代表取締役 千葉 太郎** 印（代表者印）

※ 共同で入札に参加する場合の記入方法については、土地分譲課担当者までお問い合わせください。

【役員等名簿 記入例】

(様式13)

(1枚目/全1枚)

役員等名簿

商号又は名称 (カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	住所	役職
				元号	年	月	日			
カブシキカ`イシャハ`	株式会社千葉	チハ` タロウ	千葉 太郎	S	40	1	16	M	千葉県千葉市美浜区中瀬1-3	代表取締役社長
カブシキカ`イシャハ`	株式会社千葉	イチハラ` ハナコ	市原 花子	S	51	10	5	F	東京都新宿区西新宿2-8-2	取締役
カブシキカ`イシャハ`	株式会社千葉	ナラシノ` カズオ	習志野 一男	H	1	6	27	M	神奈川県横浜市中区日本大通1	取締役
カブシキカ`イシャハ`	株式会社千葉	ヤチヨ` ジロウ	八千代 二郎	T	14	5	1	M	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	会長

・半角カタカナで入力
 ・途中にスペースは入力しない

・半角カタカナで入力
 ・姓と名の間は半角スペースを1つ入力

・全角文字で入力
 ・姓と名の間は全角スペースを1つ入力
 ・外字の場合は常用漢字で入力。(別途「手書きメモ等」で提出)

・半角アルファベット大文字で入力
 ・大正:T、昭和:S、平成:H

・全角文字で入力
 ・都道府県から入力(政令指定都市の場合も)
 ・1番1号 ⇒ 1-1 (ハイフンでつなぐ)
 2丁目3番4号 ⇒ 2-3-4
 5番3 ⇒ 5-3

・半角アルファベット大文字で入力
 ・男:M、女:F

この契約書（案）を基本とし、落札者の形態・事業内容等により、内容の一部を修正することがあります。

土地譲渡契約書（案）

千葉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、土地譲渡に関し、次の条項により土地譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（譲渡物件）

第1条 甲は、次に表示する土地を乙に譲渡するものとする。

- （1）所在地
- （2）地目
- （3）面積

2 土地の面積は、別添地積測量図記載の面積によるものとする。

また、本契約締結の日以降に土地の実測面積と地積測量図記載の面積に相違があった場合、甲及び乙は次条に規定する土地の譲渡代金（以下「代金」という。）の増減額請求は行わないこととし、その他何ら異議を申し出ないこととする。

（譲渡代金）

第2条 代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金 円を甲に支払うものとする。

- 2 乙が甲に納入した入札保証金は、甲において契約保証金の一部に充当するものとする。
- 3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 4 第1項の契約保証金は、損害賠償の額の予定又は一部と解さないものとする。

（代金の納入）

第4条 乙は、第2条に規定する代金から乙が既に納入した契約保証金を除く金額（以下「差額代金」という。）を、第7条第1項に規定する所有権の移転の日以前の甲が指定する日までに、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する差額代金を納入期日までに納入できないときは、前項に規定する納入期日の翌日から納入の日までの期間に応じ、当該未納金額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として甲に納入しなければならない。この場合、あらかじめ乙は甲と協議し、納入期日の延期について甲の承認を得るものとする。

(契約保証金の処分)

第5条 契約保証金は、前条第1項に規定する差額代金を納入したときに、甲において代金の一部に充当するものとする。

2 乙が前条第1項の納入期限までに差額代金を完納しない場合は、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(事業計画書及び施設等建設計画書)

第6条 乙は、土地を別添「事業計画書」及び「施設等建設計画書」(以下「計画書」という。)に基づき使用するものとし、土地の引渡した時から起算して3年以内に業務用施設(複合施設を含む。)の操業又は戸建住宅、共同住宅、兼用住宅(以下「住宅等」という。)の販売(住宅等に自ら居住する場合又は従業員を住ませる場合は居住)を開始するものとする。

2 乙は、前項に規定する以外の目的に土地を使用してはならない。また、土地に建設する施設は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の関係法令を遵守するものとする。

3 乙は、住宅等の販売を行う場合は、全て公募により行うものとする。

4 乙は、やむを得ない事由により計画書を変更せざるを得なくなった場合は、あらかじめその事由を付して、甲の承認を得なければならない。

5 乙は、計画書の内容について、事業実施前に近隣に説明を行うものとする。

(所有権の移転及び土地の引渡し等)

第7条 土地の所有権の移転時期は、令和 年 月 日以降の甲が指定する日までに、乙が代金(遅延利息が発生している場合は当該利息も含む。)を完納した時とする。

2 土地の引渡しは、代金完納後に甲の指定する日に行うものとする。この場合において、甲は土地の引渡し証を乙に交付し、乙はその引受書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項に規定する引渡しの後、所有権移転登記手続きを行うものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

(土地の事前使用)

第8条 乙は、前条第2項による土地の引渡しを受ける前に、土地を使用することはできない。

(土壌)

第9条 甲及び乙は、土地の土壌に関して以下の事項があることを確認するものとする。

(1) 土地は、東京湾の水底土砂により埋め立てられた公有水面埋立地であること。

(2) 甲は、本物件に関し、以下の日程で土壌調査を実施し、その計量結果を確認している。

ア 調査実施日：平成20年6月30日

イ 計量結果判明日：平成20年7月9日

ウ 調査項目：環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に基づき平成20年当時に定められていた土壤汚染の環境基準に係る項目

エ 調査範囲：別添調査報告書に記載のとおり

(3) 前号の調査結果は、調査実施日時点における調査項目・調査範囲の限度における確認であり、次に掲げる事項は、当該調査の対象外である。

ア 調査項目に含まれていない物質に関する事項

イ 調査範囲に含まれていない区域・深度に関する事項

ウ 調査実施日後に生じた土壤の状態の変化

(4) 乙が必要とする土壤調査及び土壤に係る処理は、土地の引渡し後、乙が計画書を踏まえた上で、乙の負担と責任で行うこと。

(地盤)

第10条 甲及び乙は、土地の地盤に関して以下の事項があることを確認するものとする。

(1) 甲は、土地に対する地盤調査、地盤改良工事、液状化調査及び液状化対策工事を行っていないこと。

(2) 乙が必要とする地盤調査、地盤改良工事、液状化調査及び液状化対策工事は、土地の引渡し後、乙が計画書を踏まえた上で、乙の負担と責任で行うこと。

(埋設物)

第11条 甲及び乙は、土地の埋設物に関して以下の事項があることを確認するものとする。

(1) 甲が土地に対する埋設物調査を行っていないこと。

(2) 乙が必要とする埋設物の調査及び埋設物の処理は、土地の引渡し後、乙が計画書を踏まえた上で、乙の負担と責任で行うこと。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、土地について、第7条第2項に規定する引渡しの日から乙が1年以内に通知したものに限り、契約不適合責任を負うものとする。

ただし、甲は、以下については、契約不適合責任を一切負わないものとする。

(1) 第7条第2項に規定する土地の引渡しの日以後の土地の地盤高の変化及び面積の不足

(2) 第9条に規定する土壤に関する「契約との不適合」

(3) 第10条に規定する地盤に関する「契約との不適合」

(4) 第11条に規定する埋設物に関する「契約との不適合」

(権利の設定、移転の禁止)

- 第13条** 乙は、土地の所有権の移転前において、本契約により取得する権利を第三者に譲渡することはできないものとする。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 乙は、所有権の移転した時から起算して5年間は、土地に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用収益を目的とする権利及び第三者のための担保権を設定し又は移転してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。この場合、甲は乙に必要な条件を付することができるものとする。
- 3 前項ただし書きの規定により甲が承認する場合で、乙が譲渡利益等を得ると甲が認めたときは、乙は甲の定める額を甲に納入しなければならない。
- 4 第2項に規定する期間は、第16条第5項の規定により甲が買戻特約登記の抹消を承認したとき、当該買戻特約期間と同時に終了する。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

- 第14条** 乙は、本契約締結の日から10年間、土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、土地に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権及びその他の使用収益を目的とする権利を第三者に取得又は移転させてはならない。

(契約解除)

- 第15条** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。
- (1) 乙が、第4条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、第7条第2項に規定する土地の引渡しの日までの間に、第6条の規定に違反することが明らかになったとき。
- (3) 乙が、第13条第1項の規定に違反したとき。
- (4) 乙が、第19条又は第20条の規定に基づく遵守義務等に重大なる違反をしたとき。
- (5) 乙が、第22条に規定する甲の現地調査等を正当な事由なく拒んだとき。
- (6) 契約締結後、譲受人の財務状況等に大幅な変動があり、土地譲渡をはじめ事業遂行できないおそれがあると千葉県企業局が認めたとき、又は分譲条件に合致しない計画書の変更があると千葉県企業局が認めたとき。
- (7) 前各号のほか、故意又は重大なる過失により本契約の履行を妨げたとき。
- 2 甲は、乙が前条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、

催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 第1項又は前項の規定により甲が契約を解除した場合は、甲は乙が納入済の代金を乙に返還するものとする。ただし、返還金には利息を付さないものとする。

4 第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除した場合で、第4条第2項の規定により甲に支払われた遅延利息があるとき、これは乙に返還しないものとする。

5 甲は、第1項又は第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

6 乙は、甲が第1項及び第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

7 土地の引渡し前に、甲、乙いずれの責めにも帰さない事由により、土地が滅失、毀損したときは、甲又は乙は相手方に通知し本契約を解除することができる。この場合、いずれも相手方に対し何ら損害賠償の責めを負わない。なお、契約を解除した場合は、乙の納入代金等の扱いは第3項及び第4項に準ずるものとする。

（買戻特約）

第16条 甲は、所有権が移転した時から起算して5年間を経過するまでの期間において、乙が次の各号の一に該当する場合には土地を買い戻すことができるものとする。

- (1) 乙が、第6条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、第13条第2項の規定に違反したとき。
- (3) 乙が、第13条第2項ただし書きに規定する条件に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により土地の買戻しを行うときは、乙から受領した代金及び乙が負担した

契約の費用を乙に返還するものとする。(遅延利息が発生している場合は当該利息を含まない。)

- 3 甲が第1項の規定により買戻しを行った場合は、土地の果実と代金の利子とはこれを相殺したものとみなす。
- 4 第1項の規定による買戻しの特約登記は、第7条第3項に規定する土地の所有権移転登記と同時に甲が行うものとし、乙はこの登記に必要な書類を提出するものとする。
- 5 乙は、第1項に規定する期間内に第6条第1項による操業又は住宅等の販売(住宅等に自ら居住する場合等は居住)を開始したときは、第23条の規定により甲に報告をし、甲に対し買戻特約登記の抹消を申請することができるものとする。この場合において、買戻特約期間は、甲が当該買戻特約登記の抹消を承認した日をもって終了するものとする。
- 6 甲は、買戻特約期間が満了したとき又は前項の規定により甲が当該買戻特約登記の抹消を承認したときは、乙の申請により買戻特約登記の抹消手続きを行うものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。また、乙はこの登記に必要な書類を甲に提出するものとする。

(違約金)

- 第17条** 乙は、第15条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定により甲が契約を解除し又は土地を買い戻した場合は、違約金として代金の20パーセント相当額及び契約解除時又は買戻し時の土地の時価と代金の差額(代金の時価を上回った場合に限る。)相当額を甲に支払わなければならない。この場合において、第5条の規定により甲に帰属した契約保証金は、違約金の一部に充当するものとする。
- 2 前項の時価は、甲が甲の負担で選定し依頼する不動産鑑定士が、土地に建物・構築物等が存在せず、使用収益を制約する権利が付着しておらず、かつ、担保等が設定されていない更地として評価した完全所有権価格とする。
 - 3 この違約金は違約罰であって、損害賠償の額の予定又はその一部とは解さない。
 - 4 乙は、この違約金とは別に、甲が契約解除又は買戻しによって被った損害を賠償しなければならない。
 - 5 本条において、乙が甲に納入した代金等がある場合には、第1項に定める乙の違約金支払債務及び前項に規定する損害賠償の支払債務と甲の乙に対する返還金の返還債務との対当額を相殺するものとする。

(原状回復義務)

- 第18条** 乙は、第15条第1項若しくは第2項又は第16条第1項の規定により甲が契約を解除し又は土地を買い戻した場合は、直ちに乙の負担において土地を原状に復し甲に返還しなければ

ならない。

- 2 甲は、前項の規定による土地の返還に際し、乙が土地に関して費用を支出したことにより土地の価値が増加した場合でも、当該費用は補償しないものとする。

(環境保全)

第19条 乙は、土地の利用に当たっては環境保全施設を完備し、環境関係諸法令、千葉県並びに富津市の環境関係条例、及びこれに基づく命令等を遵守し、環境保全について万全を期するものとする。

- 2 乙は、千葉県又は富津市から環境保全協定の締結の申し出があったときは、速やかに環境保全協定を締結するものとする。
- 3 乙は、施設の建設又は操業により施設等周辺に公害が発生した場合において、調査の結果その原因が乙に帰するべきことが明らかになったときは、速やかに施設の改善を行うものとする。
- 4 乙は、施設の建設及び操業に当たっては、別添付帯条件を遵守しなければならない。

(環境保全の整備)

第20条 乙は、環境整備計画を策定し、土地の緑化、飛沫防止対策その他環境の整備を図るとともに、災害対策に万全に期するものとする

(地域企業等への対応)

- 第21条** 乙は、計画書に基づく施設の建設に係る地域企業等への対応については、乙の責任において、十分に理解を得るよう誠意を持って行うものとする。
- 2 乙は、前項に規定する地域住民等への対応に係る説明会や市と協議を行うときは、その実施前及び実施後に甲に報告し、必要に応じて行われる甲の指導を遵守するものとする。

(実地調査等)

第22条 甲又は甲の指定する者は、本契約に基づく乙の義務の履行状況を把握し、その履行を確保するために、いつでも乙に対し本契約に係る業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとし、乙は正当な事由がない場合は、これに応じなければならない。

(報 告)

第 2 3 条 乙は、計画書に基づき建設、操業開始等をするときは、着工時、竣工時及び操業 開始時のそれぞれにおいて甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定するほか甲から報告を求められた場合は、これに応ずるものとする。

(管轄裁判所)

第 2 4 条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する千葉地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約書に定めのない事項等)

第 2 5 条 本契約に定めのない事項で、分譲案内書に記載のある事項は、分譲案内書の記載を適用するものとする。

(協 議)

第 2 6 条 本契約に定めがなく、かつ、分譲案内書にも記載のない事項又は本契約の実施につき必要な事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(A) 本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を採用する場合、(B) は電子契約を採用する場合に使用する。

令和 年 月 日

甲 千葉市中央区中央 4 丁目 1 3 番 2 3 号
千葉県
千葉県企業局長

乙

※ **本契約書に添付する書類**

- 1 事業計画書（添付する図面を含む）
- 2 その他、本契約に必要な書類
- ※共同申請企業の場合 3 共同申請企業に関する協定書

※共同申請企業の場合の変更条項

（所有権の移転及び土地の引渡し等）

- 第7条** 土地の所有権の移転時期は、令和 年 月 日以降の甲が指定する日までに、乙が代金を完納した時とし、乙相互間の土地の持分は別添共同申請企業に関する協定書記載のとおりとする。
- 2 土地の引渡しは、代金完納後に甲の指定する日に行うものとする。この場合において、甲は土地の引渡し証を乙に交付し、乙はその引受書を甲に提出するものとする。
 - 3 甲は、前項に規定する引渡しの後、所有権移転登記手続きを行うものとし、この登記に要する費用は乙の負担とする。

※共同申請企業の場合の追加条項

（共同申請企業間における土地の共有持分の変更等）

- 第13条の2** 乙は、土地の所有権の移転前において、共同申請企業間の土地の持分を変更する場合は、事前に書面により甲に承認申請を行い、承認を受けるものとする。
- 2 乙は、所有権が移転した時から起算して5年間は、共同申請企業間における土地の共有持分の変更及び譲渡、共有土地の分割並びに共有持分への地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用収益を目的とする権利及び第三者のための担保権を設定又は移転する場合には、事前に書面により甲に承認申請し、承認を受けるものとする。
 - 3 前項に規定する期間は、第16条第5項の規定により甲が買戻特約登記の抹消を承認したとき、当該買戻特約期間と同時に終了する。

（共同申請企業の場合の甲乙間及び乙相互間の関係）

- 第24条** 甲が乙に対して行う意思表示は、乙のうちの代表企業〇〇〇〇に対して行ったときに、乙全員に行ったものとみなす。
- 2 乙が甲に対して行う意思表示は、乙のうちの代表企業〇〇〇〇が甲に対して行ったときに、乙全員が行ったものとみなす。
 - 3 乙は、乙間で取り決めた内部協定その他合意に関わらず、本契約に基づく全ての債務に関し連帯して甲に対して責任を負うものとする。

*土地譲渡契約書（案）の第24条から第26条は、第25条から第27条に繰り下げる。

電子契約サービスの利用について

本件の契約は落札者が希望する場合、立会人型電子契約サービスによる締結が可能です。

インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境であれば、費用負担なく電子契約サービスを利用することができます。

電子契約サービスの詳細については下記リンクからご確認ください。

電子契約に係る事業者向け説明会について(千葉県 HP)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dejisui/denshikeiyaku/setsumeikai-kekka.html>

電子契約サービス利用を希望される場合は「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出が必要です。

(様式第2号) 年 月 日

契約締結権限者 姓 名 _____
職 位 _____
電子契約権限者
代表者氏名
(関係者)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

以下の要件において、事業者と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。
なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、後述のとおりとします。

事業者： _____

契約締結権限者	姓 名	氏 名
メールアドレス		
事務担当者	姓 名	氏 名
メールアドレス		
事務担当者	姓 名	氏 名
メールアドレス		

※矢印の欄は、電子契約サービスにて契約書の内容確認処理を行います。
※事務担当者メールアドレスは任意ですが、契約締結権限者以外からの確認処理を行う場合に記入ください。

【事務担当者】必ず入力してください。
姓 名 _____
職 位 _____
電 話 番 号 _____
メー ル ア ド レ ス _____

※指定したメールアドレスに差支があった場合は、速やかに、変更後のメールアドレスを報告してください。

・契約の相手方決定後、電子契約の希望確認を行います。

・電子契約による契約の締結について同意する場合、契約締結に利用するメールアドレス等を本様式に記載し、契約担当課へ提出してください。

千葉県 電子契約 説明会

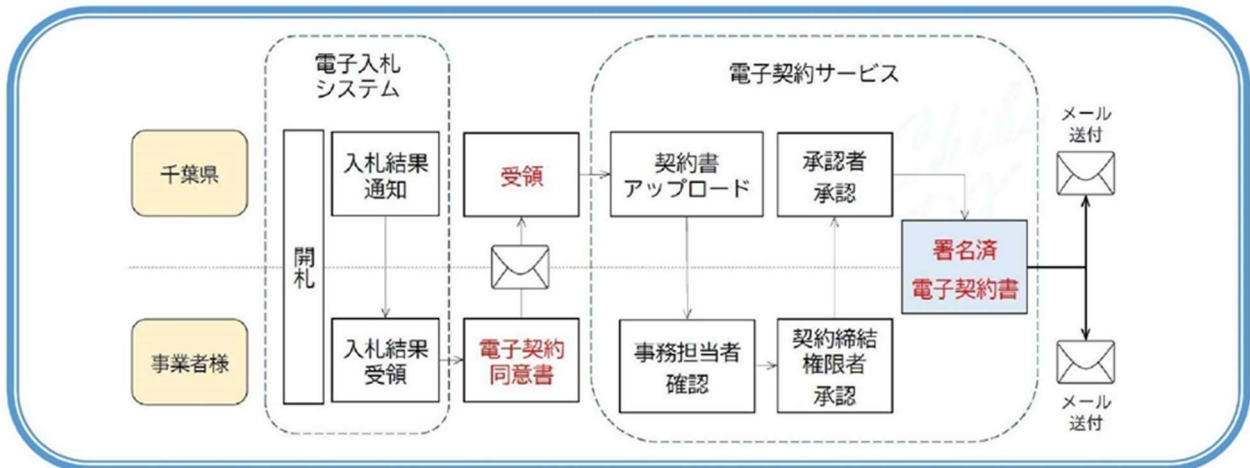


※1)事業者様の最終承認者となる「契約締結権限者」(必須)と、最終承認の前に確認処理を行う「事務担当者」(任意) について、役職・氏名・メールアドレスを記載いただきます。

※2)本様式は、上記「電子契約に係る事業者向け説明会について(千葉県 HP)」からダウンロード可能です (「千葉県 電子契約 説明会」で検索)。

※3)契約締結権限者と事務担当者で同一のメールアドレスを使用することはできませんのでご注意ください。

電子契約事務フロー(電子入札の例)



契約書アップロード後には契約書データの差し替えが不可能であるため、案件によっては県担当者の契約書アップロード前にあらかじめ事業者様から「契約書に記載する事項の情報」や「契約書にとじ込む資料のデータ」をご提供いただく必要があります。

【あらかじめご提供いただく必要がある情報や資料データの例】

契約保証金を要する契約の場合・・・契約保証の種類等

リサイクル法適用工事の建設工事請負契約の場合・・・「法第 13 条に基づく書面」のデータ

など

※依頼があった際は、速やかに県担当者までご提供いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、電子契約サービスの機能や操作方法については、クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートをご活用ください。

⇒「クラウドサインヘルプセンター」(<https://help.cloudsign.jp/ja/>)

【電子契約対象外となる契約】

- ・書面で行うことが法令等で規定されている契約
- ・契約期間が10年を超える契約
- ・自動更新条項付きの契約
- ・契約書一式のPDFデータが50MBを超える場合
- ・契約日までに双方の電子署名が困難な場合 等

電子契約サービス利用にあたりましては契約日までに双方の電子署名を完了させる必要があります。スムーズな署名処理にご協力いただきますようお願いいたします。